

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成22年 7月 5日
(2010年) 毎月3回5の日に発行

第1765号
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.gr.jp

市議会旬報

定例会の平均会期日数・平均本会議日数

(平成21年1月1日～12月31日、806市が開催)

	第1回定例会		第2回定例会		第3回定例会		第4回定例会		第1回～第4回定例会	
	平均会期日数	平均本会議日数	平均会期日数	平均本会議日数	平均会期日数	平均本会議日数	平均会期日数	平均本会議日数	平均会期日数	平均本会議日数
5万未満(254市)	20.7	5.2	15.6	4.5	20.6	4.7	15.7	4.6	72.6	19.0
5～10万(266市)	23.8	5.9	17.3	5.1	22.5	5.3	17.5	5.2	80.9	21.5
10～20万(159市)	26.1	6.2	18.8	5.5	25.5	5.7	18.7	5.5	89.1	22.8
20～30万(43市)	27.0	6.4	17.4	5.3	24.3	5.2	17.4	5.2	86.1	22.1
30～40万(30市)	26.0	7.0	17.8	5.9	24.8	5.7	17.7	5.9	86.3	24.5
40～50万(21市)	29.0	7.2	17.9	6.0	25.2	6.0	16.6	5.2	88.0	24.1
50万以上(15市)	31.3	6.6	17.7	4.9	31.1	5.8	19.3	5.3	99.4	22.6
指定都市(18市)	33.1	6.7	18.1	5.8	29.6	5.9	18.4	5.7	99.2	24.0
全市(806市)	24.0	5.9	17.2	5.1	23.1	5.2	17.2	5.1	81.3	21.3

市議会活動の実態まとめ

21年中の会議、委員会の開催状況

本会調査

本会ではこのほど、全国806市(東京23特別区を含む)を対象とした「市議会の活動に関する実態調査結果」をまとめた。調査期間は平成21年1月1日から12月31日。本紙では、調査結果の概要を今号から数回に分けて掲載する。調査結果は、7月9日付で全市議会へ送付予定。

定例会の平均会期日数・本会議日数

第1回定例会の「会期日数」は全市平均24・0日、「会議日数」は5・9日。第2回定例会は「会期日数」17・2日、「会議日数」5・1日。第3回定例会は「会期日数」23・1日、「会議日数」5・0日。

2日。第4回定例会は「会期日数」17・2日、「会議日数」5・1日となった。また、第1回から第4回までの年間日数を見ると、「会期日数」は81・3日、「会議日数」は21・3日となった。上表。

7月5日現在の市数

うち	809市
指定都市	19市
中核市	40市
特例市	41市
一般市	686市
特別区	23区

このほか臨時会の開催状況では、「市長招集臨時会」が771市(95・7%)で開催。「会期日数」は4・0日、「会議日数」は3・5日となったほか、「議長請求臨時会」は72市(8・9%)が開催。「会期日数」は1・7日、「会議日数」は1・4日。「議員請求臨時会」は27市(3・3%)が開催した(調査結果は本会ウェブサイトに掲載済)。

【3面へ続く】

菅内閣は6月22日、地域主権戦略大綱を閣議決定し、地域主権改革によって目指す理念を定義つけた。同大綱は今後、地域主権改革を進めていくための羅針盤となる。

【2面に関連記事掲載】

6月22日に閣議決定 地域主権大綱 財政運営戦略

6月22日、地域主権戦略大綱と併せて財政運営戦略を閣議決定した。財政健全化目標と中期財政フレームを示し、強い経済▽強い財政▽強い社会保障——を目指す。

【2面に関連記事掲載】

財政健全化目標では、国と地方の基礎的財政収支について「赤字を対GDP比で平成27年度までに半減」「32年度までに黒字化」を掲げた。中期財政フレームでは、23年度の新規国債発行額を約44兆円

保」が盛り込まれた。第5章の「ひも付き補助金の一括交付金化」では導入時期を平成23年度からと明記。制度設計にあたっては、国と地方の協議の場などを通じて細部を詰めていく。実現すれば自治体は、各府省の枠にとられない予算編成が可能。以下とするよう努め、以降も着実に縮減させるとした。

なお、財政運営の基本ルールとして「地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」と明記。地方交付税を含めた一般財源の総額は、22年度の水準を下回らないよう確保するとした。

地域主権戦略大綱 についての共同声明

本日、「地域主権戦略大綱」が閣議決定された。

菅新総理大臣の下、今後の地域主権改革推進の羅針盤となるべき大綱が当初の予定通り6月中に閣議決定されたことは、菅内閣においても地域主権を強力に推進していく姿勢が明確に示されたものとして評価する。

大綱では、国と地方公共団体の関係を上下の関係から対等の立場で対話のできる新たなパートナーシップの関係へと根本的に転換することや、住民主体の発想に基づき改革を推進するとの強い決意が明確に示された。

また、地方財源の強化、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲、国の出先機関の原則廃止、ひも付き補助金の一括交付金化など、広範な分野にわたって方針が示された。政府は各省に任せることなく、政治主導でこれを断固として実行しなければならない。

今後の具体的な目標・工程表等の策定や各分野の制度設計に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じて地方と十分協議の上、地方の意見・提言を最大限反映されるよう強く求める。我々地方も、真の分権型社会の構築に向け引き続き全力を尽くす所存である。

平成22年6月22日 地方六団体

「財政運営戦略」について

本日閣議決定された「財政運営戦略」は、国・地方の基礎的財政収支(プライマリー・バランス)について、赤字の対GDP比を当初5年間で半減するといった目標を掲げ、新成長戦略の実行により名目3%超の経済成長の実現を目指すとともに、歳出の抑制、消費税を含む税制の抜本的な改革を行い、財政の健全化を図っている。

我々地方も、我が国の財政状況に対する危機感共有するところである。一方、依然として厳しい雇用情勢に見られるとおり、我が国経済はまだ順調な回復軌道に乗ったとは言いがたい。財政指標の改善だけを優先して景気回復の腰を折る拙速な対応は避け、地域の活力・創意工夫を思い切って引き出すなど、まずは経済成長戦略を着実に実行することを求める。

地方財政に関しては、その自主的かつ安定的な運営に配慮することが明記された。小泉内閣当時はプライマリーバランスの改善という目標の下で地方交付税が大幅に削減された結果、その後の深刻な地方の疲弊をもたらした。このような過去の失敗を二度と繰り返してはならない。

内閣の目指す「強い社会保障」は、地方公共団体が住民に提供する様々な社会保障サービスが中心となるものである。税制改革における地方消費税の充実などを通じ、その裏付けとなる財源を確保するものとするを求めている。

「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の実現は、国と地方の緊密な連携と国民の理解があっはじめて達成可能となる。今後、地方財政対策をはじめ予算編成等における具体化に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の実態や意見を踏まえ、開かれた形で十分な検討を行うことを強く求める。

平成22年6月22日 地方六団体

地域主権戦略大綱(構成と概要)

平成22年6月

第1 地域主権改革の全体像	
◆「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようになるための改革」◆国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的決定を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中で住民に身近な基礎自治体を重視◆戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2~3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱(仮称)」を策定◆総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の政策の效果的・効率的な推進を図る。	
第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大	第6 地方財源の充実確保
1 取組の意義等 2 これまでの取組と当面の具体的措置 3 今後の課題と進め方	1 これまでの取組の実績と成果 2 今後の課題と進め方
第3 基礎自治体への権限移譲	第7 直轄事業負担金の廃止
1 基本的な考え方 2 具体的措置 3 円滑な権限移譲の実現に向けて 4 今後の取組	第8 地方政府基本法の制定(地方自治法の抜本見直し)
第4 国の出先機関の原則廃止(抜本的な改革)	1 地方公共団体の基本構造 2 議会制度 3 監査制度 4 財務会計制度
1 改革に取り組む基本姿勢 2 改革の枠組み	第9 自治体間連携・道州制
第5 ひも付き補助金の一括交付金化	1 基本的考え方 2 今後の取組
1 趣旨 2 一括交付金の対象範囲 3 一括交付金の制度設計 4 導入のための手順	第10 緑の分権改革の推進
	1 基本的考え方 2 具体的取組
別紙1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置(第2次見直し) 別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置	

地域主権大綱と財政運営戦略 具体案は国と地方で協議

6月22日に閣議決定された「地域主権戦略大綱」「財政運営戦略」。ともに地方財政へ影響をもたらす指針だけに地方側の関心も大きい。大綱と戦略の閣議決定を受け地方六団体が発表した声明に左掲げでは、それぞれを進めるにあたり「国と地方の協議の場」を活用するよう求めており、地方の実態を踏まえた施策の推進が不可欠だ。

【一面に関連記事掲載】閣議決定を翌日に控えた21日、首相官邸では「第3回国と地方の協議の場」が開催された。菅総理も出席する中、

地方側の代表として本会からは五本幸正会長(富山市議会議長)が出席。戦略大綱について地域主権推進担当の原口大臣は「地方消費税、あるいは財政、権限移譲をしっかり進めていきたい」と抱負を

基本的な考え方をまとめる

自治法抜本改正に向け―地方行財政検討会議

総務省は6月22日、「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」をまとめた。この報告書は、原口総務相が議長を務める地方行財政検討会議で、これまで検討して

きた議論を踏まえ、現時点での論点整理としてまとめたもの。自治体の基本構造のあり方について報告書では、組織や運営、住民自治の仕組みを現行法の枠組みの中で可能な

限り、地域住民が選択できるような姿にすべきと掲げた。また、長と議会の関係の見直しについては▽執行機関の監視を野党的な勢力のみが担いがち▽条例提案など政策形成について議会が執行機関に依存▽議会の議決行使の実態は長の提案を承認―の傾向が強いと指摘した。

「地方と膝をつき合わせて進める」とは、通常国会での菅総理の所信表明の言葉。協議の場を活用し地方の意見を真摯に受けとめ、今後の施策展開を目指してもらいたい。

このほか、議会による信任議決、長による議会の解散、長による専決処分など、長と議会が対立した場合の解決手段が適切に行使されていないとし、現行制度の課題と位置づけた。

地方行財政検討会議では今後も議論を重ね、本年11月にも改めて報告書を取りまとめる予定としている。

【表1】常任委員会の数

(実際に開催した数、平成21年1月1日～12月31日、806市)

	1委員会	2委員会	3委員会	4委員会	5委員会	6委員会	7委員会	8委員会	平均
5万未満(254市)	3市 1.2%	40市 15.7%	178市 70.1%	29市 11.4%	4市 1.6%	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	3.0委員会
5～10万(266市)	1市 0.4%	8市 3.0%	149市 56.0%	106市 39.8%	1市 0.4%	1市 0.4%	0市 0.0%	0市 0.0%	3.4委員会
10～20万(159市)	0市 0.0%	1市 0.6%	37市 23.3%	117市 73.6%	2市 1.3%	1市 0.6%	1市 0.6%	0市 0.0%	3.8委員会
20～30万(43市)	0市 0.0%	0市 0.0%	4市 9.3%	38市 88.4%	0市 0.0%	1市 2.3%	0市 0.0%	0市 0.0%	4.0委員会
30～40万(30市)	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	22市 73.3%	7市 23.3%	1市 3.3%	0市 0.0%	0市 0.0%	4.3委員会
40～50万(21市)	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	13市 61.9%	7市 33.3%	1市 4.8%	0市 0.0%	0市 0.0%	4.4委員会
50万以上(15市)	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	1市 6.7%	11市 73.3%	2市 13.3%	1市 6.7%	0市 0.0%	5.2委員会
指定都市(18市)	0市 0.0%	0市 0.0%	0市 0.0%	1市 5.6%	5市 27.8%	11市 61.1%	0市 0.0%	1市 5.6%	5.7委員会
全市(806市)	4市 0.5%	49市 6.1%	368市 45.7%	327市 40.6%	37市 4.6%	18市 2.2%	2市 0.2%	1市 0.1%	3.5委員会

1 特別委員会あたりの活動状況(平均)

次に、特別委員会の活動状況である。

特別委員会は自治法110条にその設置根拠を置いている。

まず、全国806市において平成21年中に「実際に開催した特別委員会の数」をみると「2委員会」が161市(20.0%)で最も多く、次いで

「3委員会」が160市(19.9%)、「4委員会」が140市(17.4%)、「5委員会」が93市(11.5%)、「1委員会」が83市(10.3%)の順となった。

さらに、21年中の「市外行政視察回数」は0.2回、「市外行政視察日数」は0.5日で、すべての活動日数を合わせた「年間活動日数(平均)」は5.9日となった。

【表3】1特別委員会あたりの活動状況(平均) (平成21年1月1日～12月31日、806市)

	会期中開催日数	閉会中開催日数	全開催日数	市外行政視察回数	市外行政視察日数	年間活動日数
5万未満(254市)	2.4	2.9	5.3	0.2	0.3	5.6
5～10万(266市)	2.6	2.5	5.1	0.2	0.4	5.5
10～20万(159市)	3.2	2.1	5.3	0.3	0.6	5.9
20～30万(43市)	2.9	2.7	5.6	0.3	0.7	6.3
30～40万(30市)	2.8	2.9	5.7	0.4	0.7	6.4
40～50万(21市)	2.7	3.1	5.8	0.3	0.8	6.6
50万以上(15市)	3.6	2.6	6.2	0.3	0.4	6.7
指定都市(18市)	3.6	2.6	6.2	0.6	1.3	7.6
全市(806市)	2.8	2.6	5.4	0.2	0.5	5.9

また、特別委員会の活動状況のうち、平成21年中的「予算審査特別委員会」設置市は全市のうち388市(48.1%)、「決算審査特別委員会」設置市は626市(77.7%)となった。

常任委員会の開催状況

【1面から続く】

常任委員会については、自治法第109条第1項で「普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会を置くことができる」とされている。

その設置の数は平成12年の自治法一部改正により、それまでの市の人口段階ごとの設置上限が廃止されたことにもない、その設置の根拠は各市の条例に委ねられた。

また、平成18年の自治法一部改正により、議員の1人1常任委員会の所属制限が撤廃された。

本会調査では、まず各市の「条例で定めた常任委員会の数」を把握するとともに「実際に開催した常任委員会の数」についても調べた。

調査結果によると、全国806市における平成21年中的「実際に開催した常任委員会」の状況は表1の通り。「3委員会」が368市(45.7%)で最も多く、次いで「4委員会」327市(40.6%)、「2委員会」49市(6.1%)、「5委員会」37市(4.6%)の順となっている。

なお、全国平均の委員会数は、3.5委員会であり、人口段階が大きくなるにつれ平均委員会数が多くなっている。

【表2】1常任委員会あたりの活動状況(平均)

(平成21年1月1日～12月31日、806市)

	会期中開催日数	閉会中開催日数	全開催日数	市外行政視察回数	市外行政視察日数	年間活動日数
5万未満(254市)	5.7	2.4	8.1	0.8	2.2	10.3
5～10万(266市)	6.4	1.7	8.2	0.9	2.4	10.5
10～20万(159市)	6.6	2.0	8.6	1.0	2.7	11.3
20～30万(43市)	8.0	3.1	11.1	1.1	2.9	14.0
30～40万(30市)	7.5	3.2	10.7	1.1	2.8	13.6
40～50万(21市)	9.2	2.3	11.6	1.0	2.8	14.4
50万以上(15市)	7.2	4.9	12.1	1.2	3.0	15.2
指定都市(18市)	10.9	5.3	16.2	1.0	2.9	19.1
全市(806市)	6.7	2.4	9.1	0.9	2.5	11.6

1 常任委員会あたりの活動状況(平均)

平成21年中的全国806市における「1常任委員会あたりの活動状況(平均)」は表

2の通りである。

「会期中」の開催日数は全市平均で6.7日。「閉会中」の開催日数は2.4日。「会期中」「閉会中」を合わせた「全開催日数」は9.1日となった。「市外行政視察回数」は全市平均で0.9回、「市外行政視察日数」は全市平均で2.5日となった。

全開催日数と市外行政視察日数を合算した「年間活動日数」は11.6日となった。

なお、「年間活動日数」の人口段階別の数値をみると、「人口5万未満」では10.3日であるが、人口の規模が大きくなるに従い活動日数が増え、「指定都市」では19.1日となった。

